

射水市生成 AI サービス提供業務仕様書

1 目的

生成 AI サービスを活用して庁内業務の効率化、負担の軽減を図り、職員が人にしかできない業務に注力する環境を整備することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※契約締結日後、1 か月後以内に生成 AI サービスの利用を開始する。

3 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 生成 AI サービスの提供

生成 AI サービスを提供すること。

また、本市職員のアカウントの管理、利用文字数の確認等の管理機能等を提供すること。

(2) 保守・サポート

- ・使用方法についての問合せに対し、電子メール、Web フォーム等による問合せ対応を行うこと。
- ・サポートの範囲は、技術的な問題や操作方法に関する問合せ、使用に対する助言等とし、窓口の時間は平日（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）の午前8時30分から17時15分までとする。
- ・メンテナンス等でやむを得ずサービスを一時停止する必要がある場合には、あらかじめ本市に連絡を行うこと。

(3) 研修等

基本操作を習得するための研修（オンライン研修も可）を1回以上実施すること。

なお、日時等は本市と協議の上、決定するものとする。

(4) ドキュメントの提供

利用マニュアル、研修資料等(1)(2)に関するドキュメント

また、行政機関等で利用実績のあるプロンプト集があれば展開すること。

4 生成 AI サービスの仕様

(1) 想定する言語モデル

Claude3.5 (Anthropic 社)、ChatGPT-4o (OpenAI 社)、Gemini1.5(Google 社)に相当する性能、又は、同等以上の文章生成能力を有すること。

なお、本サービスの利用料を勘案し、サービス提供者が業務に支障がない

と考える範囲で性能が劣るモデルを併用するサービスも提供可とする。(企画提案書に併用方法・範囲などサービスの詳細を記載すること。)

(2) 利用環境

LGWAN 環境の業務用パソコンでブラウザ (Microsoft Edge) を使用してクラウドサービスとして利用できること。

(3) ユーザアカウント

- ・本市の想定利用職員数 (約 6 5 0 人) のユーザアカウント数を設定できること。
- ・管理者アカウントと一般ユーザアカウントを区分して権限設定できること。
- ・各アカウントは、ID、パスワード等でユーザ認証できること。

(4) アクセス等ログ

- ・管理者が複数のユーザアカウント管理 (登録状況の確認、追加、削除、変更など) を容易に行えること。
- ・管理者により、ユーザの利用状況・アクセスログ等の確認、CSV 等での出力が可能であること。
- ・対話履歴 (利用アカウント、利用日時、言語モデル、プロンプト内容、回答内容等) をログとして蓄積すること。
- ・アクセスログ、対話履歴については CSV 等のデータで出力できること。また、契約期間中は保存されていること。

(5) 機能

- ※現在実装していなくても、契約期日までの実装が決まっているのであれば可とする。
- ・ファイル (Word、PDF、TXT 等) を直接読み込んで、ファイルの内容に対して質問や指示をすることができる機能を有すること。
- ・ユーザがアップロードしたファイルに基づいて回答を生成する RAG (Retrieval-Augmented Generation) 機能を有すること。
- ・プロンプトをテンプレートとして登録し、利用できる機能を有すること。
- ・その他、上記に掲げる以外で市職員の業務効率化、生産性の向上等に資すると考えられる機能

5 セキュリティ対策

- (1) 本サービスで使用するサーバ及びデータの保管場所は、日本国内に限ること。
- (2) 入力した情報が学習に利用されないこと。
- (3) アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視すること。
- (4) 情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに本市に連絡

し、被害拡大防止、原因特定等を行うこと。

- (5) 契約終了日から3か月経過後に、アカウント情報、利用状況、ログ等のデータを完全に削除すること。

6 利用料金、支払方法

(1) サービス利用料

本市の想定利用職員数（約650人）、他自治体での利用率等を基に本市に応じた想定文字数を利用できるサービス利用料を提案すること。ただし、1月当たり利用できる文字数は、最低でも200万文字以上とする。

なお、上限に達した場合は、本市と受託者との間で協議の上、別途費用を決定し、追加契約することがある。

(2) その他

初期構築費、「4 生成 AI サービスの仕様」に記載した機能に要する費用が別途発生する場合は、見積書に内訳を明記すること。

(3) 支払方法

契約締結日から令和8年3月末までの間において、受託者からの請求に基づき費用を支払う。

なお、支払時期は受託者と別途協議することとし、本市は、受託者から費用に係る請求を受けてから30日以内に支払を行うこととする。

7 機密保持

本業務の履行に当たり、本業務の遂行中に知り得た全ての情報について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。また、本業務以外の目的で使用してはならない。これらは、本業務終了後も同様とする。

8 再委託

本業務の再委託に関して次のとおりとする。

- (1) 受託者は、原則、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容、事業執行の場所等について、事前に書面により本市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。
- (4) 再委託を受けた者及びその業務従事者も、受託者と同様、本仕様書で要求している事項を遵守すること。

9 留意事項等

本業務の実施に当たっては、以下の内容を遵守しなければならない。

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守すること。

- (2) 本業務を履行するに当たり、別紙「射水市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議の上、決定すること。